

燕市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

燕市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年燕市条例第30号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 9 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「この条例の施行の日から平成32年3月31日まで」を「当分に」、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。